

平成30年7月豪雨により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が平成30年11月30日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年 3月 14日生
住所	熊本県〇〇市△△町□□	
交付	平成25年 5月28日 12345	
免許の条件等	平成30年06月28日まで有効	
優良	運転免許証	
番号	第 123456789000 号	
二種	平成05年07月01日	種類 大型 中型 普通 大特 大特二 大特三 大特四 大特五
他	平成07年08月10日	小型 原付 大二 中二 普二 特二
三種	平成14年09月20日	小特 原付 大二 中二 普二 特二

〇〇〇〇〇
公安委員会

有効期間の末日(左の場合、平成30年6月28日)が、平成30年6月28日(発災日)から11月29日までの方については、11月30日まで引き続き運転することができます。(11月30日までに更新手続きをしてください。)

対象となる方

広島県広島市など11府県61市37町4村に住所がある方が対象となります。

平成30年7月13日現在 (最新の対象地域は、内閣府ホームページ又は運転免許試験場へお問い合わせ下さい。)

- ※ 平成30年11月30日直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。